

港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所）、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の収入事務受託者証

次の者は、港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所）、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の受託者である。

受託者の名称	横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊東 慎介
受託事務	港湾使用料（岸壁（大黒ふ頭の岸壁（大黒ふ頭C-3号岸壁を除く。）、出田町ふ頭の岸壁、瑞穂ふ頭岸壁、山内ふ頭岸壁、みなとみらいの耐震岸壁、新港ふ頭の岸壁（引き船の使用に係るものに限る。）、山下ふ頭の岸壁、本牧ふ頭の岸壁、本牧ふ頭新建材の岸壁、金沢木材ふ頭岸壁、小型油槽船係留さん橋、引き船係留施設に限る。）、物揚場（末広町物揚場、大黒ふ頭の物揚場、出田町ふ頭の物揚場、瑞穂ふ頭物揚場、みなとみらい中央物揚場、山下ふ頭の物揚場、本牧ふ頭の物揚場、金沢木材ふ頭の物揚場に限る。）、荷さばき地（大黒ふ頭の荷さばき地、出田町ふ頭の荷さばき地、瑞穂ふ頭の荷さばき地、山内ふ頭A号荷さばき地、山下ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭新建材A号荷さばき地、金沢木材ふ頭の荷さばき地に限る。）、在来貨物ターミナル用地、上屋（大黒ふ頭の上屋及び同上屋事務所（大黒ふ頭T-3号上屋、同T-3号上屋事務所、T-4号上屋、T-4号上屋事務所を除く。）、出田町ふ頭の上屋（付属建物を含む。）、山内ふ頭上屋及び同上屋事務所、山下ふ頭の上屋及び同上屋事務所（航空貨物ターミナル及び同事務所、山下ふ頭11号上屋事務所を除く。）、本牧ふ頭の上屋及び同上屋事務所（本牧ふ頭D突堤CFS-1（コンテナ上屋）及び同付属事務所並びに同CFS-2（コンテナ上屋）及び同付属事務所、本牧ターミナルオフィスセンターを除く。）に限る。）、港湾厚生施設（小型油槽船係留さん橋休憩所、大黒ふ頭2号物揚場休憩所、港湾労働者山内ふ頭休憩所、本牧ふ頭B突堤2号上屋付属シャワー施設及び同C突堤3・4号上屋付属シャワー施設並びに同C突堤労働者休憩所、本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設、南本牧ふ頭休憩施設に限る。）、その他施設（事務所）（大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル、本牧ふ頭A突堤事務所、本牧A突堤基部事務所、本牧新建材ふ頭事務所、小型油槽船係留さん橋事務所に限る。）、港湾施設用地・ふ頭用地（鶴見地区I、大黒ふ頭I、出田町ふ頭I、瑞穂ふ頭I、山内ふ頭I、みなとみらい中央地区I、山下ふ頭I、本牧ふ頭I、南本牧ふ頭I、金沢木材ふ頭Iに限る。))に係る徴収事務
受託期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和5年4月1日

横浜市長 山中 竹春

